

2024 年 1 月 29 日

大阪市教育委員会
教育長多田勝哉様

久保敬元校長の文書訓告取り消しを求める応援団
(略称 ガッツせんべい応援団)
共同代表 足立須香 増田純一

大阪市立小学校元校長久保敬さんの文書訓告取り消しを求める第2次要請書

2021年5月、大阪市立木川南小学校元校長久保敬さん(以下、久保さん)が市長並びに教育長に提出された「大阪市教育行政への提言 豊かな学校文化を取り戻し、学び合う学校にするために」(以下、久保「提言」)は大勢の方々の共感を呼びました。ところが、貴委員会は2021年8月、久保さんを文書訓告に処しました。

私たちは、2023年2月、「大阪市立小学校元校長久保敬さんの文書訓告取り消し求める要請書」(以下、「第1次要請書」)を提出し、団体協議(以下、「協議」)を行い、さらに情報公開制度に基づき公文書(メールを含む)を開示請求しましたところ、久保「提言」とその処分をめぐって新たな事実が判明しました。ここに、久保「提言」にまつわる教育行政を問い直すため、新たに要請書を提出します。情報公開審査会からの答申を踏まえ、真摯に回答されることをお願いいたします。

I はじめに

久保「提言」がもととなり大阪市教育委員会から久保さんへの訓告が出されて以来、すでに2年以上の年月が経過している。この問題については、久保「提言」が出された当初から市民団体はじめ多くの人々から処分しないように求める要請書が提出されてきた。さらに、訓告以後も撤回を求める要請書が提出されてきた。久保さんが訓告となり久保「提言」の内容が一顧だにされない事態に、市民社会が重大な問題ととらえる向きはこの2年間減退することはなく、逆に「久保敬元校長の文書訓告取り消しを求める応援団(ガッツせんべい応援団)」(以下、「応援団」)が結成され、支援の声が拡がる傾向さえ見られる。一連の活動には、大阪市教育委員会との「協議」や情報公開請求なども含まれ、その結果明らかになった事実からはより深刻で根が深い地方教育行政の問題点が浮かびあがってきたと指摘せざるを得ない。

日本の地方教育行政は、歴史の反省に立ち、法治主義・民主主義への転換を図ることから戦後出発した。戦前、上意下達に服するだけの行政の末端機関と位置づけられてきた学校が、法的拘束力をもつ「指揮・監督・命令」によって権力への従属客体となり下がってしまった反省があった。

戦後、学校を真に子どもの成長に資する教育現場とすることが目指され、今日に至るまで法的拘束力をもたない「指導・助言・援助」に立つ非権力的な教育行政への転換が図られてきた。

子どもが生き生きと育ち自律性を身につけていく場であるためには、教職員みずからが生き生きとし学校そのものが自律的でなければならない。このような教育の実現は、上意下達の命令が支配する行政の末端機関のような学校では実現されえないことは自明である。戦後の地方教育行政において中核的な役割を担ってきたのが教育委員会制度である。教育委員会が、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会などと並び一定の独立性を要する「行政委員会」と位置付けられてきたのも、政治や一般行政からの介入を受けることの弊害が認識されていたからに他ならない。

もちろん教育委員会制度そのものも万能ではなく、その課題も指摘されてきたところである。しかし、教育委員会制度の課題は主としてその運用実態に向けられており、この制度のそもそもの理念が実現されていないことへの疑義と言える。教育委員会制度の理念の核心は、教育委員会事務局の「専門的リーダーシップ」と教育委員による「民衆統制」のシーソーバランスとされる。このバランスが崩れると、専門職支配の側かポピュリズムの側に偏重するような事態に陥りかねない。このような事態を抑止するために、教育委員会会議は公開の原則に立つとされている。地域教育についての情報を住民みずからが適時に得ることにより、教育に当事者意識をもって教育に参画できることは、教育行政の民主主義にとって本質的に重要だと言える。

従来の教育委員会制度に対する批判には、教育行政が教育委員会制度によって守られているがゆえに政治が介入できない、といった論点が喧伝されがちである。しかし、そもそも日本の教育委員会制度の理念は、特定党派による政治的影響力を排し、中立性・安定性・公共性等を旨として教育行政が営まれることを目指すものである。教育委員会制度に対しては学界からも批判が存在したが、それは上記の理念に照らして運用の実態を問題視するものが主であった。たとえば、教育委員会事務局の主導と教育委員会会議の追認機関化により、教育委員の主体性が損なわれていること等などが挙げられる。これは、教育行政における民主主義の形骸化への警鐘と言え、教育行政への政治介入を容認するどころかそれを厳しく戒める立場をとるものである。しかし、その後 2014 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）が改正され、首長を加えた「総合教育会議」の新設や「教育委員長」を（新）「教育長」に統合するといった転換が図られた。これにより、従来制約されてきた首長や教育長の影響力が飛躍的に大きくなった。

日本の少なからぬ自治体では教育委員会が長らく、その代表である「教育委員長」ではなく事務の統括者である「教育長」に権限集中する実態もあったが、大阪市における地方教育行政はこれとは対照的に、「教育委員長」を中心とした執行機関の内実を備えていた。教育委員と教育委員会事務局の連携も確認され、日本における地方教育行政の法治主義や民主主義の模範的な姿を擁していた面があった。もともと大阪では権力にただ追従するだけという学校風土は希薄であり、教職員も相対的に自律性をもって活動してきた歴史がある。また、学校のみならず、多様な市民団体等が豊かな市民活動が続けてきた風土もある。行政依存の体質ではなく草の根民主主義を育ててきた伝統が、まさに大阪の地域文化であったと言える。

しかし、この大阪の今日の姿はいかがだろうか。「応援団」による2021年4月から2023年5月9日までの2年間余りにわたる市教委事務局のメール記録の情報公開請求（2023年5月9日付）によって2023年7月11日に公開された公文書（メール130件、1123ページ）は、多数の墨塗り箇所があるにもかかわらず驚くべき実態を白日の下に晒す内容である。それは、大森不二雄大阪市特別顧問（以下、大森顧問）が、市教委事務局の管理職に次々と指示を出し、市教委はこれに追従する対応を迫られ続けるという実態である。重要な教育政策の決定が教育委員会会議の論議を経ずに次々と行われ、教育委員の主体性に基づく「民衆統制」は姿を消したばかりか、教育委員会事務局が「専門的リーダーシップ」さえ発揮できない現状を露呈させている。このような教育委員会不在の意思決定がもたらしているのは、「特別顧問」を中心とした人治主義による教育の統治であり、教育行政の法治主義・民主主義という理念そのものを瓦解させていると言わざるを得ない。

そもそも、公開が原則とされている教育委員会における審議は、透明性そのものの重要であるはずが、現在の大阪市には存在していないことも指摘せざるを得ない。教育委員会制度を基礎づけている地教行法は、その第14条第9項において「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」と定めており、教育委員会の会議を原則公開としている。にもかかわらず、大阪市では議事録が会議後から実に一年半以上も過ぎてから公開されており、単なる作業の遅れとは到底言えない事態に至っている。他の行政委員会の会議録が概ね適時に公開されていることを鑑みると、教育委員会のみが地域の住民に情報公開することを一年半以上も意図的に遅らせていることは明らかである。なぜ「公開」が原則とされなければならないのか、という教育委員会制度の根本理念が無視されているのである。

大阪市の教育行政へ「提言」を行った久保さんが訓告に処された件では、多くの市民団体等からの要請が大阪市や大阪市教育局に寄せられてきた。これに対する大阪市の対応は、「事案の詳細を確認し、適切に対応してまいります」、「教育委員会として、今回の件につきまして、関係法令等に基づき慎重に検討した結果、文書訓告とするのが妥当であると判断いたしました」等の、実質的な根拠を示さない全く形式的な回答の繰り返しとなっている。また、大阪市が開かれた行政を標榜して擁してきた団体協議についても、現在では上記の形式的な回答を繰り返す場に墮してしまい、異議申し立てをしている市民団体それぞれが問題を丹念に分析した上で出している要請内容そのものが無視されている。残念なのは、こうした市の対応が、大阪市の教育行政へのさらなる不信や怒りを買う結果となってしまっている事態である。私たちは教育行政と対立したいのではない。法治主義・民主主義に立つ教育行政とともに教育の現実をより良くしていきたいのだ。

しかし、市民の声に耳を傾けようとするのではなく、情報をできるだけ閉ざし、市民から疑義が呈されれば内容のない形式的な対応でかわす行政では、市民との協力は成り立ちえない。情報は公開されず、教育委員会制度は機能しないような状況の中で、いかにして教育行政が、保護者たちの意思や地域住民の意思、教育現場の意思、そして何よりも子どもたちの意思を受け止めた教育政策をつくることができるのだろうか。教育現場に寄り添うための「指導・助言・援助」を旨と

すべき教育行政が、実態として「指揮・監督・命令」に基づく上意下達的意思決定に堕していないだろうか。子どもの主体性を育むべき学校みずからが何らの主体性も持ちえない行政の末端機関にさせられてはいないだろうか。

ここで現在の大阪の教育行政の問題構造を想起するとき、さらなる疑念が生じる。それは、歴史的に大阪の教育の民主主義を支えてきた人々は、行政内部のどこへ行ってしまったのかという疑問である。教育委員会および事務局にも法治主義や民主主義を大切にする人々が今なお大勢おられるはずである。そのような多くの職員が短期間のうちに良識を失うとは考えにくい。むしろ、多くの職員が疑問を感じながらも声には出せない、上意下達の組織風土が行政内部で蔓延してしまっているのではないだろうか。そうであれば、行政内部にいる良心をもつ人々もまた苦境の中に置かれ続けていることになる。

「全体の奉仕者」たるべき公務員は誰のために職務を行うべきなのか。教育行政における法治主義や民主主義はなぜ重要なのか。教育委員会が行政委員会たる所以は何か。いま一度わたしたちが生きる社会のあり方を考え直さなければならない時に来ている。わたしたちの社会が今なすべきことは、久保さんが声を発した勇気を封殺することではなく、逆に、このような公共性への勇気をひとりひとりが持とうとすることではないだろうか。

教育委員会制度が機能していない実態が明らかになった以上、もはや学校教育の問題にとどまらない深刻な事態であることをも指摘しなければならない。教育委員会の職務は、地教行法第21条が定めるとおり、学校教育の他にも広く社会教育（図書館、博物館、公民館などの公共施設を含む）も所管し、くわえて文化財の保護やユネスコ活動など文化政策にも及ぶ。かりに地方教育行政が、その中枢において「特別顧問」という特定の人間の統治に依存してしまうならば、教育のみならず文化そのものから民主主義が切り離され、人間らしい生活の基盤そのものが退廃する懸念を禁じ得ない。その結果、地域の教育・文化を通した人間の豊かな生活そのものが危機に瀕することとなる。

ただし、ここで批判されるべきは、「特別顧問」のポストにある特定の個人やその人格ではない。このようなポストに強大な権限を与えそれに異を唱えることもできない組織風土が問われるべきであり、それを生み出してきた政治・行政のあり方こそ問題にしなければならない。教育行政の民主主義は、権力をどこにも専属させず分散・共有すべきものであるにもかかわらず、権力の暴走に歯止めをかける多数派が存在しない状況が問題なのである。権力は、それをふるう少数者だけでは成り立つものではなく、その少数者を担ぐ多数者の存在がいるからこそ維持されるものである。このことは、行政内部の職員だけでなく、現実を是認している市民も自戒する必要がある。このような意味において、一面的な批判はわたしたちの本意ではない。

「応援団」が護ろうとしているのは、教育現場から意見を表明した久保さん個人の尊厳のみにとどまらない。制度の理念とかけ離れた実態をもつ教育行政のあり方こそを問いたいのである。そもそも久保「提言」は、当時校長であった久保さんが自らのリスクも顧みずに、コロナ禍で負担が先鋭化した家庭や物言えぬ子どもたち、教育現場の声を代弁しようとしたものである。久保「提言」は、精読すれば明らかなように、教育行政の本来の理念に反するどころか、その理念に立ち返るこ

とを促すものとも言える。競争主義や短視眼的な成果主義で子どもや教職員を追い詰める教育行政であってはならない。生き生きとした子どもが育つ学校という場をつくる条件整備がなされなければならない。そのために、教職員自らも生き生きとできる条件整備も求められる。いずれも本来の教育行政が目指すところであるはずだ。同じことが、学校教育にとどまらず社会教育をはじめとする文化・教育政策の全般にも指摘される。

「応援団」は教育の現在と未来を憂える久保「提言」を忘却させてはならないとの意思の下で活動してきた。2年間の活動を通じて次々と明るみになる教育行政の内実からは、大阪市で失われてきたのが〈教育〉の基盤だけではなく〈文化〉そのものでもあるという現実であった。このことによりますます危機感を強めている。人間らしい文化的な生活を直視する地方教育行政が存在すると信じたい。行政内部にもそのような思いで日々尽力している多くの自覚的な職員がいるはずである。教育の現場が常に新たな高みを目指して歩み続けるためには、行政と市民との協働が不可欠であることに多言は要しないだろう。いまこそ教育行政の理念に立ち返り、市民との協働の中で教育と文化の基盤をつくり直していくときではないか。

II 久保「提言」について

【要請事項】

久保「提言」について、公開の教育委員会会議で審議を行うこと。

【要請趣旨】

ご承知のように、久保「提言」は、現職小学校校長（当時）として大阪市長並びに大阪市教育局長に提出したものである。そこに著された公教育における問題と普遍性については、現職教員・退職教員、保護者、広く市民から圧倒的な支持と共感が寄せられた。また、貴委員会が久保「提言」の意義を見誤り「処分」を下すのではないかと憂慮した市民個人・団体から多くの意見も寄せられることとなった。教育行政は、そういった現場教職員や市民の声に真摯に耳を傾け論議のうえで施策を講じるべきではないか。

これは久保「提言」だけの問題ではない。市民や団体からの意見に対して、公開の場で教育委員が論議してこそ、本来の教育委員会制度の意義も果たせるはずである。ところが、教育委員会も「重大事項」と認識しているほどの久保「提言」を論議することもなく、訓告の処分を決定したところこそ教育行政への信頼を失墜させるものである。また、住民参加制度を謳う教育委員会会議の透明性のためにも遅滞なく会議録を公開すべきである。不都合な真実を市民社会からまるで秘匿するような教育行政のあり方こそ即刻改めるべきである。

【質問事項】

今般の要請書には、「久保さんの思い」を別添として提出する。

久保さんは、大阪市総合教育会議（2021.6.29）における大森顧問の発言が「提言」の趣旨を歪めていると考え、貴委員会へ「手紙」を提出されるつもりであった。しかし、その後8月、文書訓告が発出され、ついに「手紙」は出されることはなかった。今般、開示請求により入手した「大森メール」により様々な事実が判明した。「久保さんの思い」は、改めて当時のことを振り返り書かれたものである。それを読んで、次の質問にお答えいただきたい。

- ① 総合教育会議議事録（令和3年度第1回、p17）には、久保「提言」全体の趣旨を見ることなく「学力調査やテストの成績について、子どもたちの将来にとって意味がないかのように述べる意見」と曲解し、「私に言わせれば、それは暴論」と決めつける大森顧問の発言が記載されている。貴委員会もその総意として、久保「提言」を暴論とみなされているのか、見解を明らかにされたい。
- ② また、大森顧問の職務実施状況すなわち従事する職務の遂行に係る情報は、総合教育会議参加の際の資料しか公開されていない。そこに至る事務局への指示も公開すべきではないか、貴委員会としての見解を明らかにされたい。
- ③ 2021年7月16日全市校園に通知された「本市教育行政に関する教育委員会の基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）は、総合教育会議での大森顧問の提案を受けて出されたものか。貴委員会としての見解を明らかにされたい。

Ⅲ 大森顧問の教育行政に対する関与のあり方について

【要請事項】

- (1) 以下の事例を含む大阪市の主要な教育施策の決定過程において、大森顧問が実質的な決定権者であるかのような異常な運営が行われている実態について、第三者委員会による事実調査を行うこと。その結果を市民に公開すること。異常な運営実態を是正する方針を策定し、公開の教育委員会会議での審議を行うこと。
- (2) 貴委員会の「基本的な考え方」については、公開の教育委員会会議で審議すること。

【要請趣旨】

私たちは、教育委員会会議（2021.7.13）において、久保「提言」を提出した大阪市立木川南小学校元校長（当時）である久保さんに対する文書訓告、及び久保「提言」に対する大阪市教育委員会による「反論書」に当たる「基本的な考え方」が「非公開」とされたため、その決定過程に関する公文書の公開を請求した。しかし、公開された公文書は、審議過程の記載のない会議結果と通知発出の決裁文書のみであった。審議経過は、すべて「非開示」とされた。

やむなく、「基本的な考え方」の決定過程に関わる2021年4月から2023年5月9日

までの2年間余りにわたる大森顧問と市教委事務局の主に総務部長、教育政策課長との電子メールのやり取りの公開を請求した。その結果、2023年7月11日に130件の電子メール(1123ページ)を公開公文書として受け取った。このメールのやり取りから、大阪市の重要な教育施策の方針が、大森顧問と教育委員会事務局の一部幹部職員とのメールのやり取りのみによって、事実上決定されているという異常な実態が明らかとなった。

以下に、それを示す3つの事例を挙げる。

- (a) 「基本的な考え方」は、久保「提言」に対する「反論書」として、2021年6月1日、大森顧問から市教委事務局(教務部長)に作成を指示したことが明らかになった。大森顧問自身が3度にわたって大幅な修正を行い、文書の作成をリードし、大森顧問からのGOサインをもって教育委員会に諮られている。また、同年6月29日の総合教育会議における大森顧問による久保「提言」批判の発言は、大阪市教育振興基本計画の現行方針を堅持するという教育委員会の姿勢を広く周知させることを目的として、あえて大森顧問が「演出」したものであることもわかった。

同年6月19日付けの大森顧問から川本総務部長に宛てたメールでは、大森顧問は「6月29日の総合教育会議で議論して注目を集めた上で反論文書を出すとの手法自体は大変いいアイデアである」とし、意見交換の論点まで大森顧問が指示している。また、次期「教育振興基本計画」議論のシナリオ(手順)と盛り込むべき「目玉政策」に関する論点も大森顧問が提示している。しかし、大森顧問が提示した内容の部分は、開示された公文書ではすべて「黒塗り」であり、事実上「非公開」とされた。

- (b) 「教育振興基本計画」(素案)策定に関する松浦教育政策課長(以下、松浦課長)とのやり取りでは、全校で直ちに「リベラルアーツ教育」を開始すべきとする大森顧問提案に対して、同年8月10日に松浦課長から「読解力・思考力の育成に向けた検討WGを局内で立ち上げた」ばかりであり、大森提案につき「今後、総合的な学習の時間の詳細の実態把握や言語能力育成カリキュラムの開発」の研究を進めるにとどめる事務局方針の説明を行ったが、大森顧問は納得せず、自身の案が「実質的に却下されている」「担当と話しても無駄」「がっかり」と怒り、事務局を飛び越して、教育長、市長との話し合いに入ると脅した。この大森顧問の反論メールから1時間30分後、松浦課長は事務局方針の「修正」(大森提案への同調)を大森顧問に返信しており、当初の大森提案をそのまま承認している。

- (c) 8月26日には、松浦課長より、コロナ感染拡大で1000名を超える生徒がチャレンジテストを受験できないと見込まれる状況で、受験した生徒のみ「個人戦」を実施し、高校受験にかかる内申(評定)を保障することは公平性の観点から問題があり、欠席した生徒への批判やいじめが起こる可能性もあること等を理由に、チャレンジテスト結果の個人の内申点への反映、いわゆる「個人戦」実施は見送るという事務局方針を大森顧問に送信し

た。

ところが、大森顧問は即座に返信し、事務局方針を批判している。事務局方針の撤回を強行に要求した。さらに、事務局方針決定の発案者が誰かを質し、その方針を撤回する返信が17時（メール発信の1時間30分後）までにない場合は、「チャレンジテスト問題で尽力いただいた吉村府知事と連絡」を取ると脅した。松浦課長は、約1時間後、「思慮が足りなかった」として「大森顧問の意見を踏まえて個人戦を実施する」と事務局方針を撤回した。

【質問事項】

上記事例のいずれも、「基本的な考え方」という大阪市教育委員会の基本方針の指示に関わる文書の策定、教育振興基本計画という5年間の長期方針に関わる決定、「チャレンジテストの個人の内申点への反映」という生徒の評価と高校入試に関わる重要事項である。しかし、かかる重要事項が、大森顧問と担当部課長との間の短時間のメールのやり取りによって決定されている。それも、教育委員会事務局の方針が大森顧問の意に添うようにいとも簡単に変更されているのだ。この状況をふまえたうえで、次の質問にお答えいただきたい。

- ① 教育委員会議での「考え方」の協議が、「非公開」とされた根拠は何か。
- ② 事例(b)で、「リベラルアーツ」教育実施の問題など、事務局内WGによる検討作業が始まったばかりである実態を無視してでも、大森顧問の方針を受け入れて事務局方針を変更するような事例を事務局では「問題なし」と考えているのか。大森顧問の意見によって、当初の事務局方針が変更された経過は、教育委員にも共有されているか。また、そうだとすれば、経過(b)を承認の上で、教育委員による協議が行われて承認されたのか。
- ③ 事例(b)(c)では、大森顧問による反論メールから1時間ないし1時間半程度の時間で、当初の事務局方針が撤回され大森顧問提案を受け入れているが、教育委員との協議は行われたのか。また、このような行政方針決定のあり方は正当かつ適切であるか。
- ④ 「大阪市特別顧問及び特別参与の設置等に関する要綱」の第3条は、「特別顧問等は、市長の委託を受けて、下記のような調査、審議及び助言業務を行うものとする」と規定している。少なくとも上記の3事例は、「審議及び助言」という職域を超えるものとする。「特別顧問」の「権限の範囲と限界」についての貴委員会の解釈と見解を明らかにした上で、3事例がその見解に即して適切であったかどうかを明らかにしていただきたい。

IV 「第1次要請書」について教育委員会会議で検討して回答することを求める

【要請項目】

「第1次要請書」を公開の教育委員会会議で審議し回答すること。

【要請趣旨】

私たちは、2023年2月21日、「同日付で大阪弁護士会に提出された久保さんの人権侵害救済申立書を読めば久保「提言」が信用失墜行為にあたることは明らか」として、「大阪市教育委員会が2021年8月20日付で大阪市立小学校校長（当時）久保さんに対して発出した文書訓告を取り消すこと」を求める教育長あて「第1次要請書」を提出した。

同年3月20日付で、「当該事案に関わる事実関係を確認したうえで、関係法令に基づき慎重に検討した結果、文書訓告とするのが妥当であると判断したところであり、取り消す考えはございません。」との回答を受けたが、同年4月18日の私たちとの「協議」において、この回答は、教育長・教育委員に知らされることなく、教職員服務・監察担当課長の決裁による回答案を教育次長が決裁してなされたものであるとの事実が判明した。

そもそも、久保「提言」は大きな反響を呼び、それへの対応は、大阪市教育委員会においても大きな問題と認識されていた。実際、大阪市教育委員会会議（2021. 7. 13）において久保「提言」への反論の意味を込めた「基本的な考え方」を審議・決定し、2021年7月16日付で全市の各学校園長あてに通知している。

また、「協議」において、市教委側が「文書訓告という行政措置は、教育長の専決で決定している事項であり、本来は教育委員会会議に諮るものではないが、今回の件の社会的影響を含め、報告事項ということで教育委員会会議において報告を行った」（協議等議事録要旨）と回答しているように、久保敬さんへの文書訓告については、特例として、教育委員会会議（2021. 7. 27）において報告、確認しているのである。文書訓告という行政措置にかかわる要請のため教育長・教育委員に知らせず対応したとの説明は、明らかに矛盾しており恣意的な対応と言わざるをえない。

つまり、一方では久保「提言」の社会的な影響力の大きさに鑑みて教育委員会会議（2021. 7. 27）に挙げておきながら、他方では文書訓告の撤回要請は教育委員会会議に挙げず「通常の対応」をした、という矛盾した対応となっている。社会的な影響力の大きさを認識しながらこのような対応をとっている以上、単なる手続きの瑕疵などではなく「これ以上、教育委員に知られてはならない、教育委員会会議に挙げて公開されてはならない」といった事務局の恣意がはたらいたと受け止められてもやむをえないだろう。

人権侵害救済申立書において、久保敬さんはこの文書訓告が人権侵害に当たることを全面的、詳細に主張されているのであり、それを根拠に、文書訓告取消を求めた「第1次要請書」は、教育長・教育委員に届けられ、教育委員会会議で検討した上で、回答すべき性質のものである。よって「第1次要請書」を、公開の教育委員会会議で審議し、改めて回答しなおすことを求める。

要請書 別 添

久保さんは、総合教育会議（2021.6.29）における大森顧問の発言が「提言」の趣旨を歪めていると考え、同年8月、教育委員会へ「手紙」を提出しようとした。しかし、その後、時

を待たず「文書訓告」が発出され、「手紙」は出されることはなかった。今般、大森メールにより様々な事実が判明した今、久保さんが当時のことを振り返って書かれた下記「久保さんの思い」を要請書別添として提出する。

参考資料① 「久保さんの思い」

人権侵害救済申立て追加資料を大阪弁護士会に提出した今、改めて大阪市教育総合会議
(2021.6.29)での大森不二雄特別顧問の発言について思うこと

2023年11月17日

久保 敬

2021年5月17日の私の「大阪市教育行政への提言」を契機として、同年7月16日、教育長名で大阪市全市学校園に「本市教育行政に関する教育委員会の基本的な考え方」が大阪市教育委員会より発出されました。

その発出経過について知るため、「ガッツせんべい応援団」のメンバーが行った公文書開示請求により、2023年7月11日、130件1123枚の教育委員会事務局総務部長及び教育政策担当課長と大森不二雄特別顧問とのメールのやり取りが公開されました。

それにより、大森特別顧問によって教育委員会への介入ともいえる直接的な働きかけがなされ、表題の総合教育会議での「逸脱行為を行った無責任な校長」という筋書きの下、「本市教育行政に関する教育委員会の基本的な考え方について」（2021年7月16日付）の通達が発出されたという驚きの事実が判明しました。

その資料を、2023年9月20日に大阪弁護士会に、追加資料として提出し、10月9日にその報告集会を行いました。報告集会には、オンライン参加も含め100名以上の方にご参加いただき、元氣と勇気をいただきました。心より感謝申し上げます。

当時を振り返ってみますと、あの総合教育会議で大森特別顧問が私の「提言書」に対して発言した内容について知ったのは、7月中頃だったかと思います。大森特別顧問の勝手な解釈で、「提言書」の趣旨が歪められていると感じましたので、何かこちらの思いを伝えることができないかと考えていました。しかし、大森特別顧問に反論することによって、また別の厄介なことが起きないかと懸念する気持ちもあり、どうするか迷っているうちに、2021年8月20日に「文書訓告」を受けたため、下記の文書を提出することはありませんでした。

開示されたメールから教育委員会の自律性が失われていることを強く感じます。このような教育行政の状況は、異常ではないでしょうか。大森特別顧問には、教育委員会への不当な介入の責任を取り、特別顧問の職を辞していただきたいと思います。

「提言書」に込めた2021年当時の私の思いを知っていただくために、提出する機会のなかった下記「手紙」の文書を多くの方に読んでいただきたいと思います。

2021(令和3)年8月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立木川南小学校

校長 久保 敬

2021(令和3)年6月29日の大阪市総合教育会議での大森特別顧問の発言について

先の大阪市総合教育会議で、「学力調査やテストの成績について子どもたちの将来にとって意味がないかのように述べる意見が本市において公然と述べられている、こういう現状は誠に残念」「子どもたちの未来に対する責任を自覚していないかのような意見、あるいは、保護者や市民の皆様に対する説明責任を放棄するかのような考え方が、学校の責任者から語られる現実は、まったくもって信じがたい」と大森不二雄特別顧問が述べられています。これは、5月17日付で私が郵送した市長及び教育長あての提言書について言及されたものと推察いたします。

私も大森特別顧問同様、子どもたち一人ひとりに確かな学力をつけたいと思って、37年間、大阪市の教員として誇りをもって実践してきました。テストの点数なんかどうでもいいとは思っているわけではありません。子どもたちの到達度を測るために、小テストや単元テストをしていますし、宿題のマルつけやノート点検を通して、きめ細かに子ども一人一人の学習状況の把握に努めています。毎日の子どもたちとの様々なかかわりの中で、一人一人のやる気を引き出し、自ら伸びる力を持っていることを信じ、教職員は奮闘しています。少しでも「わかった」「できた」と感じることができるよう、子どもたち一人ひとりをどう支援すればいいか悩み迷いながら子どもたちに向き合っています。そんな教職員を支えるのが、校長としての使命だと思っています。今回の提言書も私の教育的信念に基づいて出したものです。

大森特別顧問が言われるところの「義務教育が培う基礎学力」が子どもたちの人生において重要であることは、私も同感ですし、そのために力を尽くしてきたと思っています。それなのに、大阪市の学力向上の施策に違和感を抱いてきたのはなぜなのかと考えてみますと、「学力とは何か」「学びとは何か」という根本的な問題に対する認識に違いがあるように思うのです。

かつて小学校では、大阪市小学校教育研究会が作成した「しんだん」を全市小学校で長年活用してきました。そのころから、点数の分布が正規分布ではなく、いわゆる「ニコぶラクダ」という形に崩れだし、学力の二極化が問題になり始めていました。そして、この問題は、貧困の問題ともかかわるものであり、単に学校での教授法によって改善できる問題ではないことは、子どもたちと共に生活し、保護者や地域の方々と接する学校現場の教職員なら肌で感じていたことです。

複雑な要因が絡んでおり、子ども一人一人の生活背景を踏まえた「子ども理解」に基づいた個別のかかわりなしには、「学びに向かう」気持ちを取り戻させることさえ容易ではないと感じていました。今、その状況はさらに進み、子どもたちを苦しめています。そんな子どもたちのことに心を砕き、悩み戸惑い、それでも子どもと寄り添おうとする教職員の努力があるので、大森特別顧問は「『この子に期待できるのはこの程度。勉強以外で居場所があればいい』などと期待値を下げるような意識、あるいは無意識」が学校現場にあることを憂えておられますが、期待値を下げたわけではありません。点数による過度な期待が子どもを苦しめていることを肌で感じ、むしろ、学校現場は、いわゆる勉強以外のことで構わないから学校に来ることを支援し、「学び」から離脱しないよう何とかつなぎとめてきたのです。

それでも、大阪の不登校は増え続けており、全国でも突出していると言えます。「学校に居場所すらない」子どもは、どうすればいいのでしょうか。「勉強以外」のことでなんでも構わないので、どの子も「行きたい、学びたい、友だちと一緒に居たい」と思える、すべての子どもたちにとっての居場所となる学校にしたいと私は思っています。

「学力」を学校での教科学習の成果、それも学力テストの点数という「モノサシ」で測ることに偏り過ぎてはいけないと思うのです。その力が必要ないとは決して言いませんが、全国学力テストの学校の平均点を全国平均以上にすることを目的にしてしまえば、子どもの真の「学び」を保障することにならないと言いたいのです。

「学力」とは子ども一人一人のものです。その子どもが、いかに以前より伸びたか、さらに伸びていこうとしているが重要です。そして、その伸び方も人それぞれです。点数という「モノサシ」で他人と比べて評価できるものではありません。全国学力テストの学校の平均点、大阪市の平均点では、子どもの学力全体は見てこないのではないのでしょうか。

子どもたちは、言われた通りに一生懸命学習しています。そして、もっと遊びたいと言います。もっと好きなことをしたいと言います。しかし、大人にその声に耳を傾ける余裕がありません。何かに追い立てられるように学校生活を送り、「学ぶ」ことにも、「学校」にも魅力を感じることができなくなっています。本来、子どもは、生まれた時から学び続けているのです。「学び」は「生きる」ことそのもののはずです。

文科省のいう「主体的・対話的で深い学び」を実現するには、学校そのものが大きく変わる必要があります。不登校の子どもの学びの場が学校以外でも出席として取り扱っていいとか、不登校特例校などをつくるとかではなく、公教育の在り方そのものを変える必要があるのではないのでしょうか。不登校の子どもだけでなく、登校している子どもたちも、大げさに言えば「不『不登校』」であって、学校という場に、多かれ少なかれ魅力を感じることができないのではないのでしょうか。

すべての子どもにとって学校が楽しく居心地の良い魅力的な場所になるよう、成果主義、競争主義ではない豊かな学校文化を創り出していくことこそが、真の「学力向上」につながっていくものと考えます。